

附属書I 罰則規定

書面素点からの減点		
第九条	書面の不提出	失格
	部数の不足	一部につき五点減点
	書面の提出遅延	遅延一日目で一〇点減点 二日目以降は一日につき五点減点
第一〇条	書面の構成要素の欠落	一つの構成要素につき五点減点
	個人名、所属の機関その他の作成者が特定される要素の書面又はデータへの記入	一つにつき五点減点
	主張本文への頁制限の超過	一頁ごとに五点減点
	主張本文の字数制限の超過	一〇〇字ごとに五点減点
	書面の書式の違反	一項目ごとに、その違反が、書面の全体に及ぶ場合 又はその程度が著しい場合に、五点減点
法廷弁論素点からの減点		
第一二条	第五項第三号の延長以外で、割り当てられた時間を超過	一回につき五点減点
第一六条	電子機器その他法廷にふさわしくないものの持込み	一回につき五点減点
第一七条	第一項及び第二項以外の意思疎通	一回につき五点減点
	自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになる行為	一回につき五点減点
第二一条	第一項及び第二項以外の意思疎通	一回につき五点減点
	自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになる行為	一回につき五点減点
失格		
第八条	第一項の情報交換その他協力行為	失格